

1 0 年 保 存

群 刑 企 第 1 4 6 号

平 成 3 1 年 4 月 2 5 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

捜査特別報奨金取扱要綱の一部改正について（通達）

捜査特別報奨金制度については、捜査特別報奨金取扱要綱の一部改正について（平成29年10月18日付け群刑企第465号通達）に基づき実施してきたところであるが、この度、当該制度の運用に関する事務の効率化を図るため、警察庁において、捜査特別報奨金取扱要綱を別添のとおり改正したので、誤りのない対応をされたい。

なお、捜査特別報奨金取扱要綱の一部改正について（平成29年10月18日付け群刑企第465号通達）は、本通達の施行をもって廃止する。

別 添

捜査特別報奨金取扱要綱

第1 目的

この要綱は、捜査特別報奨金（以下「報奨金」という。）を支払う対象とする事件（以下「対象事件」という。）の指定、広告の実施、支払の実施その他報奨金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象事件の指定

1 定義

対象事件は、次のいずれかに該当する事件のうち、2の手続により警察庁長官（以下「長官」という。）が指定したものとする。

(1) 「警察庁指定被疑者特別手配要綱の制定について」（平成31年3月29日付け警察庁乙刑発第3号ほか）に基づく警察庁特別手配被疑者に係る事件その他指名手配がなされている被疑者のうち警察庁が重要なものと認めた被疑者に係る事件

(2) (1)に掲げる事件のほか、社会的反響の大きい特異又は重要な事件であって、次の要件をいずれも満たすもの

ア 次に掲げるいずれかの事件

(ア) 殺人、強盗、放火、強制性交等（刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）に規定する強姦を含む。）、略取誘拐その他被害者の生命・身体に重大な損害を及ぼした事件

(イ) 脅迫その他の方法により、公務又は事業活動の遂行に重大な支障を及ぼした事件

イ 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第22条第1項の規定に基づき、捜査本部を設置している事件

ウ 当該事件捜査に関連する情報資料を総合的に判断し、事案の内容、捜査の状況等に照らして、広告を実施して情報提供を促進することが有効かつ適切であると認められる事件

2 指定の手続

(1) 都道府県警察の長（以下「本部長」という。）は、当該都道府県警察において捜査中の事件であって、対象事件として指定することが適当と認めるも

のがある場合には、長官に対して当該事件を対象事件として指定することを申請することができる。

(2) 長官は、(1)の申請を受理したときは、1の要件に照らし、当該事件を対象事件として指定することの適否並びに対象事件として指定する場合における報奨金の上限額及び応募の期間を決定するものとする。

(3) 長官は、(2)の決定をしたときは、速やかに、申請をした本部長に対してその内容を通知するものとする。

(4) (2)の報奨金の上限額及び応募の期間については、それぞれ次に掲げる額及び期間を基準とするものとする。

ア 報奨金の上限額 原則として300万円（ただし、特に必要があると認められる場合には、1,000万円を超えない範囲内で増額することができる。）

イ 応募の期間 原則として1年間（ただし、特に必要があると認める場合には、期間を延長又は短縮することができる。）

3 指定の取消し

長官は、対象事件について被疑者の検挙又は事件の解決（以下「検挙等」という。）があった場合その他指定の必要がなくなった場合には、速やかに、対象事件の指定を取り消すものとする。

第3 広告の実施

1 広告の方法

長官は、対象事件を指定したときは、警察庁のウェブサイト次に掲げる事項を掲載することにより、広告を実施するものとし、指定を取り消した場合は、警察庁ウェブサイトから削除することにより、広告を終了するものとする。

- (1) 対象事件名
- (2) 報奨金の支払の対象とする行為
- (3) 報奨金の上限額
- (4) 報奨金の支払の決定方法
- (5) 応募の期間
- (6) 報奨金の支払の除外事由
- (7) 情報受付部署

2 報奨金の支払の決定方法に関し掲載する事項

1(4)の報奨金の支払の決定方法については、次の内容を掲載することとする。

- (1) 報奨金は、事件に関する情報の提供者に対し、検挙等への寄与の度合いに

応じて、広告した上限額の範囲内で支払うこと。

- (2) 事件の検挙等に寄与した情報の提供者が複数ある場合には、その度合いに応じて、広告した上限額の範囲内において分割して支払うこと。

3 報奨金の支払の除外事由に関し記載する事項

1 (6)の報奨金の支払の除外事由については、次に掲げる者に対しては報奨金を支払わない旨を掲載することとする。

- (1) 匿名であるなどのため個人の特定ができない者
- (2) 警察職員
- (3) 被疑者本人、共犯者及び情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、報奨金の支払を受けることが社会通念上適当でないと認められる者

4 掲載内容の変更

長官は、1に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、ウェブサイト上の掲載事項の変更を行うものとする。

第4 支払の実施

1 支払の決定の手続

- (1) 本部長は、申請をした対象事件について検挙等があったときは、その旨を速やかに長官に報告するとともに、報奨金の支払の対象となる行為の有無及び報奨金の支払を受けるべき者（以下「支払対象者」という。）の有無について調査をしなければならない。
- (2) 本部長は、(1)の調査の結果を遅滞なく長官に報告するとともに、支払対象者がいると認める場合には、その理由及び支払うべき報奨金の額（以下「支払額」という。）の案とともに、当該支払対象者に対する報奨金の支払を長官に申請しなければならない。
- (3) 長官は、(2)の申請を受理したときは、提供された情報の検挙等への寄与の度合い、第3の3に定める支払の除外事由の有無を勘案した上で、報奨金の支払の適否並びに支払う場合における支払対象者及び支払額を決定するものとする。
- (4) 長官は、(3)の決定をしたときは、速やかに、申請をした本部長に対してその内容を通知するものとする。

2 支払の方法

長官は、1(3)により報奨金の支払を決定をしたときは、速やかに、申請を

した本部長を通じて、支払対象者に対して支払額を支払うものとする。

第5 秘密の厳守

広告に応じて情報提供を行った者に関する秘密は、厳守しなければならない。

第6 専決

第2から第4までに定める事項については、刑事局長は、専決することができる。ただし、刑事局以外の局が捜査を主管する事件に係る事項について専決する場合においては、当該局の長との協議を経るものとする。

第7 その他

- 1 この要綱の実施に関する事務は、刑事局捜査支援分析管理官において処理するものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、報奨金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

捜査特別報奨金取扱要綱の改正点（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>捜査特別報奨金取扱要綱の一部改正について（依命通達） この度、刑法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 72 号）が施行されたことに伴い、捜査特別報奨金を支払う対象とする事件の罪名変更が必要となったことから、捜査特別報奨金取扱要綱の一部を別添のとおり改正した。 捜査特別報奨金制度は、警察庁が指定する事件に関し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 529 条及び第 532 条の規定に基づき、重要凶悪事件等の検挙に結び付く情報を提供した者に対して検挙等への寄与の度合いに応じて報奨金を支払う旨を広告し、情報を提供した者のうち優等者に対して報奨金を支払うことを内容とする制度であり、重要凶悪事件等の検挙に大きな効果を発揮することが期待されるものである。 各位にあつては、本要綱に基づく捜査特別報奨金制度を積極的に活用することにより、事件検挙の徹底を図りたい。 なお、本通達の実施に伴い、「捜査特別報奨金取扱要綱の一部改正について（依命通達）」（平成 26 年 4 月 1 日付け警察庁乙刑発第 6 号、乙官発第 12 号、乙生発第 7 号、乙交発第 6 号、乙備発第 7 号）については、廃止する。 命により通達する。</p>	<p>捜査特別報奨金取扱要綱の一部改正について（依命通達） 捜査特別報奨金制度については、「捜査特別報奨金取扱要綱の一部改正について（依命通達）」（平成 29 年 9 月 29 日付け警察庁乙刑発第 4 号ほか）に基づき実施してきたところであるが、この度、当該制度の運用に関する事務の効率化を図るため、捜査特別報奨金取扱要綱を別添のとおり改正することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。 なお、前記通達は廃止する。 命により通達する。</p>
別 添	別 添
捜査特別報奨金取扱要綱	捜査特別報奨金取扱要綱
<p>第 1 目的 この要綱は、捜査特別報奨金審査委員会の設置、広告の実施、支払の実施その他捜査特別報奨金（以下「報奨金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第 1 目的 この要綱は、捜査特別報奨金（以下「報奨金」という。）を支払う対象とする事件（以下「対象事件」という。）の指定、広告の実施、支払の実施その他報奨金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>第 2 捜査特別報奨金審査委員会</p> <p>1 設置 警察庁に、捜査特別報奨金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 任務 審査委員会は、報奨金を支払う対象とする事件（以下「対象事件」という。）として指定することの適否、報奨金の支払の適否その他報奨金に関し、警察庁長官（以下「長官」という。）の諮問に応じて意見を述べることを任務とする。</p> <p>3 構成及び運営 (1) 審査委員会は、審査委員長、副審査委員長及び審査委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。 審査委員長 次長 副審査委員長 刑事局長 審査に係る事件の捜査を主管する局又は部の長 審査委員 長官官房総務課長 長官官房会計課長 刑事局捜査支援分析管理官</p>	

審査に係る事件の捜査を主管する局又は部の庶務担当課長
審査に係る事件の捜査を主管する課（課に準ずるものを含
む。）の長

- (2) 審査委員長は、必要があると認めるときは、審査委員以外の者に対し、審査委員会への出席を求めることができる。
- (3) 審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員長が定める。
- (4) 審査委員会の庶務は、刑事局捜査支援分析管理官において処理する。

第3 対象事件の指定

1 定義

対象事件は、次のいずれかに該当する事件のうち、2の手続により長官が指定したものとする。

- (1) 「警察庁指定被疑者特別手配要綱の制定について」（昭和47年1月21日付け警察庁乙刑発第2号、乙保発第2号、乙交発第1号、乙備発第2号）に基づく警察庁特別手配被疑者に係る事件その他指名手配がなされている被疑者のうち警察庁が重要なものと認めた被疑者に係る事件
- (2) (1)に掲げる事件のほか、社会的反響の大きい特異又は重要な事件であつて、次の要件をいずれも満たすもの
ア 次に掲げるいずれかの事件
イ 殺人、強盗、放火、強制性交等（刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）に規定する強姦を含む。）、略取誘拐その他被害者の生命・身体に重大な損害を及ぼした事件
ロ 脅迫その他の方法により、公務又は事業活動の遂行に重大な支障を及ぼした事件
ハ 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第22条第1項の規定に基づき、捜査本部を設置している事件
ニ 当該事件捜査に関連する情報資料を総合的に判断し、事案の内容、捜査の状況等に照らして、広告を実施して情報提供を促進することが有効かつ適切であると認められる事件

2 指定の手続

- (1) 都道府県警察の長（以下「本部長」という。）は、当該都道府県警察において捜査中の事件であつて、対象事件として指定することが適当と認められるものがある場合には、長官に対して指定を申請することができる。
- (2) 長官は、(1)の申請を受理したときは、審査委員会に諮問した上で、指定の適否並びに指定する場合における報奨金の上限額及び応募の期間を決定するものとする。
- (3) 長官は、(2)の決定をしたときは、速やかに、申請をした本部長に対してその内容を通知するものとする。
- (4) (2)の報奨金の上限額及び応募の期間については、それぞれ次に掲げる額及び期間を基準とするものとする。
ア 報奨金の上限額 原則として300万円（ただし、特に必要があると認める場合には、1,000万円を超えない範囲内で増額することができる。）
イ 応募の期間 原則として1年間（ただし、特に必要があると認める場合には、期間を延長又は短縮することができる。）

3 指定の取消し

長官は、対象事件について被疑者の検挙又は事件の解決（以下「検挙等」という。）があった場合その他指定の必要がなくなった場合には、速やかに、

第2 対象事件の指定

1 定義

対象事件は、次のいずれかに該当する事件のうち、2の手続により警察庁長官（以下「長官」という。）が指定したものとする。

- (1) 「警察庁指定被疑者特別手配要綱の制定について」（平成31年3月29日付け警察庁乙刑発第3号ほか）に基づく警察庁特別手配被疑者に係る事件その他指名手配がなされている被疑者のうち警察庁が重要なものと認めた被疑者に係る事件
- (2) (1)に掲げる事件のほか、社会的反響の大きい特異又は重要な事件であつて、次の要件をいずれも満たすもの
ア 次に掲げるいずれかの事件
イ 殺人、強盗、放火、強制性交等（刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）に規定する強姦を含む。）、略取誘拐その他被害者の生命・身体に重大な損害を及ぼした事件
ロ 脅迫その他の方法により、公務又は事業活動の遂行に重大な支障を及ぼした事件
ハ 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第22条第1項の規定に基づき、捜査本部を設置している事件
ニ 当該事件捜査に関連する情報資料を総合的に判断し、事案の内容、捜査の状況等に照らして、広告を実施して情報提供を促進することが有効かつ適切であると認められる事件

2 指定の手続

- (1) 都道府県警察の長（以下「本部長」という。）は、当該都道府県警察において捜査中の事件であつて、対象事件として指定することが適当と認められるものがある場合には、長官に対して当該事件を対象事件として指定することを申請することができる。
- (2) 長官は、(1)の申請を受理したときは、1の要件に照らし、当該事件を対象事件として指定することの適否並びに対象事件として指定する場合における報奨金の上限額及び応募の期間を決定するものとする。
- (3) 長官は、(2)の決定をしたときは、速やかに、申請をした本部長に対してその内容を通知するものとする。
- (4) (2)の報奨金の上限額及び応募の期間については、それぞれ次に掲げる額及び期間を基準とするものとする。
ア 報奨金の上限額 原則として300万円（ただし、特に必要があると認める場合には、1,000万円を超えない範囲内で増額することができる。）
イ 応募の期間 原則として1年間（ただし、特に必要があると認める場合には、期間を延長又は短縮することができる。）

3 指定の取消し

長官は、対象事件について被疑者の検挙又は事件の解決（以下「検挙等」という。）があった場合その他指定の必要がなくなった場合には、速やかに、

対象事件の指定を取り消すものとする。

第4 広告の実施

1 広告の方法

長官は、対象事件を指定したときは、警察庁のウェブサイト に次に掲げる事項を掲載することにより、広告を実施するものとし、指定を取り消した場合は、警察庁ウェブサイトから削除することにより、広告を終了するものとする。

- (1) 対象事件名
- (2) 報奨金の支払の対象とする行為
- (3) 報奨金の上限額
- (4) 報奨金の支払の決定方法
- (5) 応募の期間
- (6) 報奨金の支払の除外事由
- (7) 情報受付部署

2 報奨金の支払の決定方法に関し掲載する事項

1 (4)の報奨金の支払の決定方法については、次の内容を掲載することとする。

- (1) 報奨金は、事件に関する情報の提供者に対し、検挙等への寄与の度合いに応じて、広告した上限額の範囲内で支払うこと。
- (2) 事件の検挙等に寄与した情報の提供者が複数ある場合には、その度合いに応じて、広告した上限額の範囲内において分割して支払うこと。

3 報奨金の支払の除外事由に関し記載する事項

1 (6)の報奨金の支払の除外事由については、次に掲げる者に対しては報奨金を支払わない旨を掲載することとする。

- (1) 匿名であるなどのため個人の特定ができない者
- (2) 警察職員
- (3) 被疑者本人、共犯者及び情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、報奨金の支払を受けることが社会通念上適当でないと認められる者

4 掲載内容の変更

長官は、1に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、ウェブサイト上の掲載事項の変更を行うものとする。

第5 支払の実施

1 支払の決定の手続

- (1) 本部長は、申請をした対象事件について検挙等があったときは、その旨を速やかに長官に報告するとともに、報奨金の支払の対象となる行為の有無及び報奨金の支払を受けるべき者（以下「支払対象者」という。）の有無について調査をしなければならない。
- (2) 本部長は、(1)の調査の結果を遅滞なく長官に報告するとともに、支払対象者がいると認める場合には、その理由及び支払うべき報奨金の額（以下「支払額」という。）の案とともに、当該支払対象者に対する報奨金の支払を長官に申請しなければならない。
- (3) 長官は、(2)の申請を受理したときは、審査委員会に諮問した上で、報奨金の支払の適否並びに支払う場合における支払対象者及び支払額を決定するものとする。

対象事件の指定を取り消すものとする。

第3 広告の実施

1 広告の方法

長官は、対象事件を指定したときは、警察庁のウェブサイト に次に掲げる事項を掲載することにより、広告を実施するものとし、指定を取り消した場合は、警察庁ウェブサイトから削除することにより、広告を終了するものとする。

- (1) 対象事件名
- (2) 報奨金の支払の対象とする行為
- (3) 報奨金の上限額
- (4) 報奨金の支払の決定方法
- (5) 応募の期間
- (6) 報奨金の支払の除外事由
- (7) 情報受付部署

2 報奨金の支払の決定方法に関し掲載する事項

1 (4)の報奨金の支払の決定方法については、次の内容を掲載することとする。

- (1) 報奨金は、事件に関する情報の提供者に対し、検挙等への寄与の度合いに応じて、広告した上限額の範囲内で支払うこと。
- (2) 事件の検挙等に寄与した情報の提供者が複数ある場合には、その度合いに応じて、広告した上限額の範囲内において分割して支払うこと。

3 報奨金の支払の除外事由に関し記載する事項

1 (6)の報奨金の支払の除外事由については、次に掲げる者に対しては報奨金を支払わない旨を掲載することとする。

- (1) 匿名であるなどのため個人の特定ができない者
- (2) 警察職員
- (3) 被疑者本人、共犯者及び情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、報奨金の支払を受けることが社会通念上適当でないと認められる者

4 掲載内容の変更

長官は、1に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、ウェブサイト上の掲載事項の変更を行うものとする。

第4 支払の実施

1 支払の決定の手続

- (1) 本部長は、申請をした対象事件について検挙等があったときは、その旨を速やかに長官に報告するとともに、報奨金の支払の対象となる行為の有無及び報奨金の支払を受けるべき者（以下「支払対象者」という。）の有無について調査をしなければならない。
- (2) 本部長は、(1)の調査の結果を遅滞なく長官に報告するとともに、支払対象者がいると認める場合には、その理由及び支払うべき報奨金の額（以下「支払額」という。）の案とともに、当該支払対象者に対する報奨金の支払を長官に申請しなければならない。
- (3) 長官は、(2)の申請を受理したときは、**提供された情報の検挙等への寄与の度合い、第3の3に定める支払の除外事由の有無を勘案した上で**、報奨金の支払の適否並びに支払う場合における支払対象者及び支払額を決定するものとする。

(4) 長官は、(3)の決定をしたときは、速やかに、申請をした本部長に対してその内容を通知するものとする。

2 支払の方法

長官は、1 (3)により報奨金の支払を決定をしたときは、速やかに、申請をした本部長を通じて、支払対象者に対して支払額を支払うものとする。

第6 秘密の厳守

広告に応じて情報提供を行った者に関する秘密は、厳守しなければならない。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、報奨金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

るものとする。

(4) 長官は、(3)の決定をしたときは、速やかに、申請をした本部長に対してその内容を通知するものとする。

2 支払の方法

長官は、1 (3)により報奨金の支払を決定をしたときは、速やかに、申請をした本部長を通じて、支払対象者に対して支払額を支払うものとする。

第5 秘密の厳守

広告に応じて情報提供を行った者に関する秘密は、厳守しなければならない。

第6 専決

第2から第4までに定める事項については、刑事局長は、専決することができる。ただし、刑事局以外の局が捜査を主管する事件に係る事項について専決する場合においては、当該局の長との協議を経るものとする。

第7 その他

1 この要綱の実施に関する事務は、刑事局捜査支援分析管理官において処理するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、報奨金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。